令和９年度　外国語指導者配置事業派遣事業者選定
（公募型プロポーザル）実施要項

１　趣旨

伊東市立小中学校（以下「小中学校」という。）及び伊東市教育委員会教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）における外国語活動及び外国語科の指導並びに教職員研修の指導に従事させることにより、児童及び生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、外国語教育の充実に資することを目的として、小中学校及び教育支援センターに計画的に配置する外国語指導者の派遣について、公募型プロポーザル方式により派遣元候補事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に適した事業者を受託候補者として選定する。

２　業務概要

⑴　事 業 名　　外国語指導者配置事業
⑵　業務内容　　別添「令和９年度外国語指導者配置事業派遣業務仕様書」のとおり。
⑶　履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

３　実施スケジュール

プロポーザルに関する実施スケジュールは、次のとおりとする。

⑴　質疑の受付　　令和８年１０月１４日（水）午後５時１５分まで
⑵　質疑に対する回答期限　　令和８年１０月１６日（金）
⑶　参加申込に係る書類の受付　令和８年１０月２０日（火）午後５時１５分まで
⑷　参加決定通知　　令和８年１０月２２日（木）
⑸　企画提案書等の受付　　令和８年１０月３０日（金）午後５時１５分まで
⑹　プレゼンテーションの実施　令和８年１１月　９日（月）
⑺　選定結果の通知　　令和８年１２月中旬までに通知
⑻　契約締結　　令和９年　３月下旬（予定）

４　参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。なお、複数の企業等による共同参加は認めない。

⑴　確実に業務の履行及び継続ができること。
⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。
⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
⑸　伊東市暴力団排除条例（平成２４年伊東市条例第１９号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者であること。
⑹　国税及び地方税を滞納していない者であること。
⑺　過去５年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による処分を受けていないこと。

⑻　過去５年以内に、事業主が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の違反による処分を受けたことがないこと。

⑼　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）に基づく派遣事業許可を受けている者であること。

５　見積限度額

￥９６，０００，０００円（税込）

（令和９～１１年度：各年度　￥３２，０００，０００円（税込））

※提案する見積額は、上記の額を超えないこと。

※本業務の履行期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間とする。契約締結日から令和９年３月３１日までは派遣業務準備期間とし、業務の開始準備及び外国語指導者の確保等を行うものとする。

※見積限度額は現時点で予定している派遣日数を基に算出した事業規模によるものである。成立した予算の範囲内で契約締結するため、派遣日数、人数等を変更することがある。

６　質疑及び回答

⑴　仕様書、実施要項等、応募に関して不明な点がある場合は、任意様式により電子メールにて提出すること。なお、送信後に必ず電話連絡し、受信を確認すること。

ア　期　限　　令和８年１０月１４日（水）午後５時１５分

イ　方　法　　伊東市教育委員会教育指導課　担当宛電子メール

・メール件名　伊東市プロポーザル質問書（会社名）

・ファイル名　伊東市プロポーザル質問書（会社名）

※伊東市教育委員会教育指導課　E-mail：shidou@city.ito.shizuoka.jp

電話　：０５５７－３２－１９１１

⑵　質問に対する回答は以下のように行う。

ア　回答期限　令和８年１０月１６日（金）

イ　回答方法　回答期限までに市ホームページに掲載する。ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を掲載しない場合がある。

⑶　質問の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し伊東市教育委員会教育指導課が電話等で確認を行う。

７　参加申込に係る提出書類

⑴　提出書類

ア　参加意思確認申請書（様式第１号）　１部（宛名は「伊東市長」とすること。）

イ　会社概要調書（様式第２号）　１部

ウ　会社概要調書に添付する書類　各１部

(ｱ) 法人の登記事項証明書

(ｲ) 労働者派遣事業の許可証の写し

(ｳ) 国税及び地方税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書
（発行日から３か月以内のもの）

⑵ 提 出 期 限　令和８年１０月２０日（火）午後５時１５分必着

⑶ 提　出　先　〒414-8555　静岡県伊東市大原二丁目１番１号
伊東市教育委員会　教育指導課

⑷ 提 出 方 法　持参又は郵送
ただし、持参の場合においては、土日祝日並びに平日の午前８時３０分以前及び午後５時１５分以降の受付はしない。また、郵送の場合においては、送達が証明できる方法によるものとし、提出期限までに伊東市教育委員会教育指導課に到達したものを有効とする。

⑸ 参加可否決定　提出された書類を基に参加資格の有無を確認し、その結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第３号）にて、参加申込をした全事業者に令和８年１０月２２日（木）に電子メールで通知する。

8　企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、次に掲げる書類を提出する。なお、提出期限以降は当該書類の再提出及び差し替え等は認めず、提出書類の返却もしない。

⑴ 企画提案書　１３部

ア　様式は、A4判左綴じ、縦型、長辺綴じとする。

イ　文字は、10ポイント以上のサイズ、横書きとする。

ウ　枚数は、表紙を除き20枚（両面40ページ）以内とし、ページ数を付番すること。

エ　文章を補完するために、イメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

※正本１部、副本１２部（副本はコピーでも可）

※１参加事業者につき１案とする。

※別添「令和９年度外国語指導者配置事業派遣業務仕様書」を参考とし、自社の外国語指導者派遣業務に関する提案がわかるよう、以下の項目について記載すること。

①会社概要（理念、方針等）	②実績	③採用体制
④研修体制	⑤教育プログラム	⑥管理サポート体制
⑦法令遵守	⑧危機管理体制	

⑵ 見積書　３部（令和９～１１年度までの各年度の内訳を記載した見積書を３部）

※様式は任意とする。

※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

9　企画提案書及び見積書の提出方法等

⑴ 提出期限　令和８年１０月３０日（金）午後５時１５分必着

⑵ 提 出 先　〒414-8555　静岡県伊東市大原二丁目１番１号
伊東市教育委員会　教育指導課

⑶ 提出方法　持参又は郵送
ただし、持参の場合においては、土日祝日並びに平日の午前８時３０分以前及び午後５時１５分以降の受付はしない。また、郵送の場合においては、送達が証明できる方法によるものとし、提出期限までに伊東市教育委員会教育指導課に到達したものを有効とする。

⑷　そ の 他　提出期限までに企画提案書及び見積書の提出がない場合は、辞退したものとする。

１０　提案内容の評価及び選定に関する事項

提出された企画提案書に関する説明を求め、質疑を行うため、プレゼンテーションを実施する。

⑴　日　　時　令和８年１１月９日（月）

⑵　実施場所　伊東市役所（静岡県伊東市大原二丁目１番１号）
高層棟５階　中会議室Ａ
（控室：高層棟５階５０８相談室）

⑶　選定方法　教育長、教育部長、教育指導課長、伊東市教育研究会英語部担当校長、同担当教頭、英語科教員代表３名、教育指導課課長補佐、同課指導主事２名の計１１名で構成される選定委員会が企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、受託候補者を選定する。

⑷　評価項目等

項　目	主　な　内　容	配点
①会社概要 理念 方針	・会社のコンセプト、外国語教育及び外国語指導者に必要な資質についての理念、外国語教育に対する方針等について	１０
②実績	・外国語指導者派遣の実績について	１０
③採用体制	・外国語指導者を採用する組織体制（組織、業務内容、役割分担等、雇用の安定性）について ・外国語指導者採用基準及び採用方法（資格、経験、採用基準等）について	１０
④研修体制	・外国語指導者配置前研修（期間、内容等）について ・外国語指導者配置後の研修（実施頻度、内容等）について	１０
⑤教育プログラム	・効果的な外国語教材、学習プログラム、指導方法等の提供について ・教員研修会への対応等について	１０
⑥管理サポート体制	・勤務状況、欠勤、遅刻、トラブル等の把握及び対応方法について ・教育委員会、学校との連絡体制 ・学校からの要望、苦情等の把握及び対応方法について ・勤務評価の方法と結果の活用方法について ・外国語指導者との連絡体制について ・外国語指導者の日常生活への支援体制	１０
⑦法令遵守	・関係法令等の遵守の徹底 ・ハラスメント等への指導と理解	１０
⑧危機管理体制	・欠員が生じた場合の補充体制について ・事故や災害等に関する管理体制や補償内容等について ・外国語指導者の事故や急病への対応について	１０
⑨見積提示金額	・見積限度額以内の設定	２０

⑸　実施内容

ア　入室及び準備　　５分

イ　プレゼンテーション　１５分

ウ　質疑応答　　５分

エ　片付け及び退出　　５分

⑹　その他

ア　出席者は１参加事業者につき３名以内とする。

イ　プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な理由なく指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

ウ　プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

エ　パソコン、プロジェクター、ケーブルなどの電子機器を使用する場合は参加事業者が用意すること。会場の電源（コンセント）を使用し、プロジェクターを使用する場合は凹凸の少ない白色系の壁面に投影する。

１１　選定結果

令和８年１２月中旬までに全ての参加事業者に文書にて通知する。

１２　プロポーザル参加に関する留意事項

⑴　接触の禁止

選定委員会の委員及びその他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

⑵　参加費用の負担

プロポーザルの参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。

⑶　提出書類について

ア　書類の不備

提出書類に虚偽・不正があった場合や、期限までに整わなかった場合には審査の対象から除外する。

イ　変更の禁止

提出した書類は、提出期限後の変更を認めず、選定・非選定に関わらず返却しない。

以　上